町の人口（6月末）
世帯数　1.590
人　口　6.926人
内訳　男　3.396
　　　女　3.530

広報かわぐち

No. 16
発行所　川口町公民館
印刷所　山勝堂印刷所

先を急いで事故!!　一歩退いて無事故!!

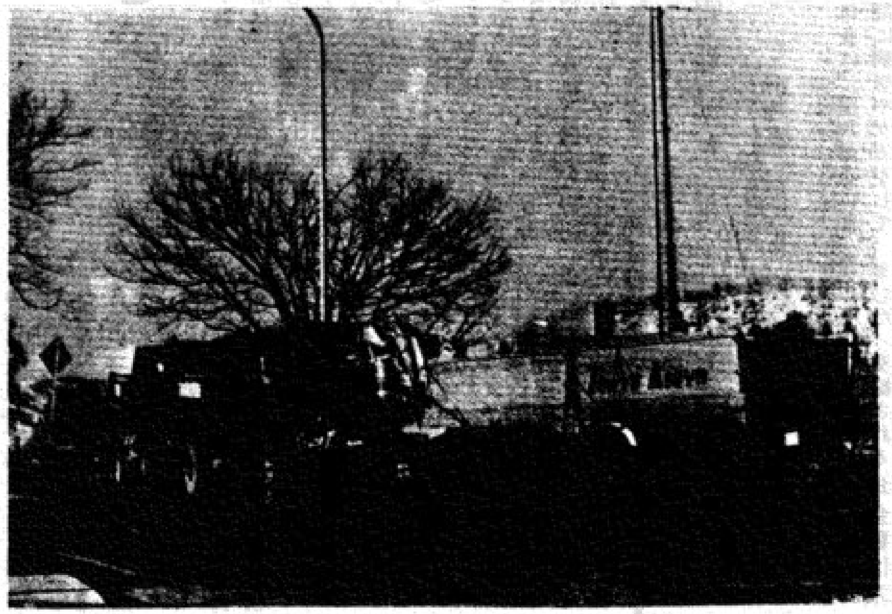

無残な正面衝突 ↑

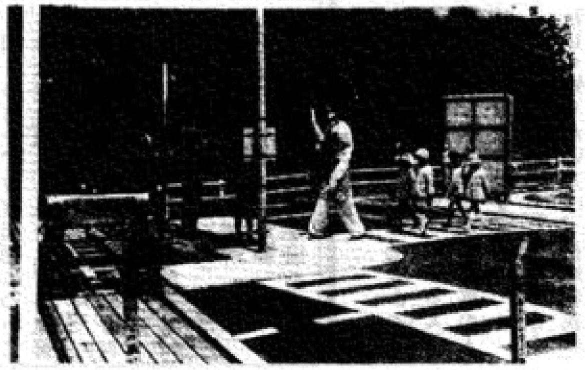

川口町交通安全センターにて、横断歩道の渡り方を学ぶ子どもたち →

"ハイスピードは、不幸へのかけ橋" "イライラ、クタクタでは長生きできません"

交通事故防止に関する諸提案の中に自動車無用論ともいうべき各種論議があるが、この発想は、火事という災厄を人間社会から追放するために火の使用を放棄すべしとか、水害を免れるために河川の近くに住むなという論理と同断の極論である。即ち自動車の利用はすでに人間生活に密着したものとなっており、現代の複雑多岐な要素によって構成される社会には、幾多のシステムがその社会と密接に関連して運用されているが、その存在や運用はそれぞれぶつかり合って事故を形成した場合でも、相互の運用者が相手の存在を頭から否定したり、運用を非難することは、問題の本質からはずれているといわざるを得ない。したがって、交通安全対策の現状に対する反省と将来への模策も、車社会という現実を是認した上での考察でなければならない。

現実に、交通事故の発生原因に暴走運転や、飲酒運転、さらにとび出しなどの占める割合が極めて多いことからすれば、何はともあれ、一人一人に交通道徳が定着し得ない何らかの隘路があると考えざるを得ない。

安全への意識を高めるために、家庭という生活集団が、その内部における『生活の知恵』としての対話が促進されなければならない。

"男なら酒で事故は起こさない"

"男らしい男は酒を飲んで車を運転しない"

酒による事故は、職場・家庭・地域の恥である。

今月号のおもな内容

○ 交通事故防止について ………… 1
○ 父子手当の支給について ……… 2
○ 全国農業祭 ………………………… 3
○ 税務コーナー ……………………… 4
○ 新築増築について ………………… 5
○ 東川口の家並み …………………… 6
○ 現代を語る ………………………… 7
○ 戸籍だより ………………………… 8

とじて保存しましょう。

⓪町民野球大会のお知らせ⓪

恒例の町民野球大会が七月十四日から始まります。参加チームは九チーム。会場は川口中学校。

組合わせは下記の通りです。

大勢の方から各チームの応援をお願いします。

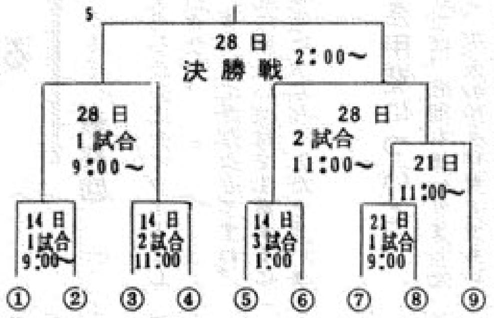

〈川口まつり〉　行事決まる!!

期日	時間	行事名	場所	主な行事内容
18	よる 7:30～9:30	演芸会	境内 雨天～川口中	歌と踊り
18	よる 8:15～10:20	花火大会	魚野川 河原	打上予定 18日昼15 夜220発 19日昼20 夜15発
18	よる 7:00～11:00	（仮称）ふるさとを創る会	川口中グランド 雨天 福祉センター	ダンス 店舗 のど自慢 ミス・ミスターコンテスト
14日～20	終日	街頭作品展	宝積寺前	町内、小中学校より出品されたもの
18日～19		ボンボリ献灯	境内～参道	約120灯
19	ひる 10:00～11:00	交通安全祈願	神社	神官参列者祈祷
19	ひる 9:00～4:00	職場対抗野球大会	川口中学校	参加チーム 4チーム
19	ひる 10:30～1:00	みこし渡御	東部一円	子供みこし約70名 大人みこし約50名
19	ひる 1:00～3:00	佐渡の立浪会と鬼太鼓	境内 雨天～川口中	立浪会 15名 鬼太鼓 10名
19	よる 8:00～10:00	大民踊ながし	東部一円	参加約150名 小千谷甚句 伊太郎ばやし 他
19	同上	仮装大会	東部一円	山車7台くらいを使う予定

一回戦

	1	2	3	4	5	6	7	計
川口	0	0	0	0	0	5	1	6
西川口	0	0	0	0	0	0	0	0

優勝戦

	1	2	3	4	5	6	7	計
川口	1	0	0	0	2	1	1	5
和南津	0	0	0	0	1	0	0	1

町制施行記念杯　野球大会結果

六月二十三日　川口中学校に於いて、各地区対抗で町制施行記念大会が行われた。

結果は次の通りである。

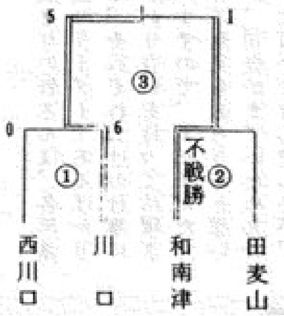

県下に先がけ 父子手当を支給

現在、母子世帯には、母子年金等の福祉施策がありますが、父子世帯には何一つありません。子供にとっては、父親がないことも、母親がないこともそのさみしさ、不自由さは同じものと考えます。かえって母親がない世帯の方が不自由なものと思います。また父子世帯にとっては父親が家庭内での雑事に追われ、経済的に苦しいわけであります。にもかかわらず、現在国・県とも父子世帯に対する福祉施策がありません。父子世帯に対して父子手当を支給することにより、生活の安定とともに、児童の健全育成及び資質の向上に役だてていただくために、県下でも各市町村に先がけて町単独事業で、昭和四十九年度からこの制度をつくりました。

現在役場で調査した対象世帯数は四世帯、児童数は五人であります。

父子手当の支給要件は次のとおりであります。

一、この制度における父子世帯とは、児童の母親が死亡、離婚等により欠けた世帯、又は児童の母親が六カ月以上引き続き別居療養している世帯をいいます。

二、この制度における、児童とは義務教育修了前の児童をいいます。

三、父子手当の支給を受けることの出来る者は、川口町に住所を有する父子世帯の父であります。

四、父子手当の額は、児童一人につき月額二、〇〇〇円であります。

五、父子手当は毎年二月、六月、十月の三期にそれぞれ前日までの分を支給いたします。

六、父子手当は、父子世帯の生活の安定に寄与するとともに、児童の健全育成及び資質の向上に資することを目的としてありますので、その趣旨に従って用いなければなりません。

七、父子手当の支給を受けようとする者は、申請書を町長に提出しなければなりません。

父子手当の支給要件は以上ですが、対象と思われる方は、印鑑持参のうえ、役場住民課に請求手続きをして下さい。

障害福祉年金 二級程度の方まで該当

障害福祉年金は、国民年金に加入している間に病気やケガをして障害者になった人が、加入期間が短かいために障害年金をうけることはできないが、①一定の期間保険料を納めているとき、②二〇才になる前（または、国民年金の始まる昭和三六・四・一前）に病気やケガをして障害者になっているときに支給されます。

この障害福祉年金は、これまで一級の障害者だけに支給されていましたが、この四月からは、一級より障害の程度がやや軽い二級程度の人にも支給されることになりました。支給される年金額は六万円（49・9から九万円）です。

二級程度の障害は例えば

①メガネをかけてもぼんやりとしかみえない人

②耳もとで大声を出されてやっとわかる人

③片手のすべての指がない人

④片足の足首がない人

⑤脳いっ血などで、片手または片足がほとんど用をなさない人

⑥その他長期にわたる病気のため日常生活がいちじるしく制限される人

なお身体障害者福祉法によって『障害者手帳』をうけている人の場合は、三級または四級程度の人が一応の目安となります。

心あたりの方や、もうすこしくわしく知りたい方は、役場国民年金係までおいでください。

「求人申込は早めに」

とかく地元企業は、他の地域に比べて求人申込みの出足がおくれがちです。優秀な人材を一人でも多く採用するには、できるだけ早く求人をとりそろえると同時に学卒就職希望者にPRと、早期指導が必要です。

求人の確認を受けないで直接学校に申込まれても「紹介あっ旋」はしないことになっています。

申込用紙、手続等くわしいことは、小千谷公共職業安定所にお問合せください。

TEL (2) 二四四一

おはようサイクリング はじまりました！

7月14日(日)
午前5時50分
福祉センター集合

出張家事相談の催し

一、家庭の心配ごとは早めに解決して、明るい家庭生活をおくりましょう。

一、家庭内の問題もからだの病気と同じく予防と、早期治療が大切です。

一、無料で相談を受けますから、お困りの方や、家庭問題について の法規を知りたい方は、お気軽においでください。

◎出張日時　七月十九日午前十時〜午后三時

◎会場　小千谷市役所市民ホール相談室

◎主催　新潟家庭裁判所長岡支部
　　　　長岡地区調定協会

心の病がふえている ―精神衛生相談のご利用を―

社会が進歩し複雑化するにつれて、多くの刺激が私たちをとりまいています。ともすれば心のバランスを失いがちな時代なのかもしれません。

甘やかしたり、神経質に育てられた子どもたちの相談も多くなっています。アルコール中毒者の悲惨な問題もふえています。このほか老令者の精神病院における入院者が増加するなど新しい問題も起っています。

役場と保健所では、このような人たちに家庭訪問したり、相談に応じています。次のように定例相談日ももうけていますから気軽においでください。

○日時　毎月第一水曜日午后一時から四時まで

○場所　小出保健所

○担当　精神衛生相談員
　　　　保健婦　精神科医

○相談事項についての秘密は固く守られます。

全国農業祭養蚕部門 農林大臣賞を受賞

野田　古田島勝司さん

川口町野田の古田島勝司さん（五十二才）は、和四十八年年度全国農業祭参加行事で、県および、県蚕糸振興協議会の共催による、養蚕経営改善共進会で、その実績が認められ、見事特等に選ばれ、農林大臣賞受賞が決定しておりましたが、四月十九日長岡市商工会議所で盛大に受賞式が行われた。

古田島さんは桑園面積一四五aを充分活用し、年間六回飼育で、三十八・七五箱を掃立て、年間収繭量一三九六キロ、十a当り収繭量九六・二キロと言うすばらしい成績によるものであり、特に年間六回飼育をするため稲作との労力配分につき見事に問題を解決した。

また五令の一番忙しいときは一人四箱以上を受け持つ忙しさであるが、毎年二百キロから三百キロ増収を計画し二千キロを目標に張り切っている。目標達成には、桑園造成と併せて現在の桑園の一四五aを深耕と有機質で桑の増収を一層高めたいと意欲をもやしており、今後の活躍が期待されている。

農業就業改善相談員の紹介について

川口町農業委員会

近年の農業事情は皆様も御存じの通り、生産調整以来農政が、混迷を続ける中にあって、農業委員会本来の使命である部落と直結した啓蒙、相談活動が出来なかったが今年度から農業委員より積極的に展開することになり皆様の特段の御協力を、お願いする次第です。

当町に於いては、冬期間の県外への出稼者が毎年あとを断たず。又、農業後継者がいないというような実例が多々あります。こうした問題をふまえて町の農政問題に取り組み、あらゆる農業上の問題について相談を受け、よりよい解決策を考えて、皆様の相談に応じ生活の安定を願っております。

相談員名簿

和南津地区　喜多村源一郎
　　　　　　喜多村友蔵
田麦山地区　大淵竹太郎
　　　　　　森山子之吉　笹崎　繁
上川地区　丸山鴻三郎　広井新太郎　宮真五郎　星野武夫
　　　　　　小林清吉
西川口地区　真島英一　小宮山宗平　星野喜勇平　中林清正
川口地区　佐藤　清

小千谷警察署が移転

昨年七月から、小千谷市城内三丁目に建築中の、小千谷警察署は、このほど鉄筋コンクリート三階建の新庁舎が完成、四月二七日移転しました。新庁舎は、駐車場も完備し、近代的な設備を整えており、署員一同皆様の御期待にこたえるよう努力したいと思っておりますので宜しくお願いします。

（小千谷警察署）

人権コーナー

あなたは、人権擁護委員をごぞんじですか？　困りごと、心配ごとがありましたら人権擁護委員に相談しましょう。

委員を介しての話し合いで、シコリを残さずに円満解決をした例がたくさんあります。

川口町の人権擁護委員はこの人です。

村山　道竜　（中山）

自衛官募集中

防衛庁では、新しい知識と、技能の修得を希望する若い人を、募っております。

○応募資格

十八才以上　二十五才未満の日本国籍を有する者。

○待　遇

国家公務員（特別職）

俸給のほか、衣食住医無料、各種諸手当、賞与年三回で四、八か月分支給、昇給年二回（定期・給与改訂）、特別退職金一二年勤務で約十七万円）、十五年以上勤務者には終身年金。

○受付・入隊等

常時受付、毎月入隊です。また、希望と適性で適合した職務が選べます。なお、夜間大学、高校、各種学校への通学を、奨励しております。

くわしいことは役場総務課へ!!

北陸地方の天気予報

〔七月〕梅雨前線が活発となり、冷たい雨天の日が多いですが、一時北上して、局地的な大雨がある見込みです。なお、つゆ明けは並みか、やや遅れますので、夏らしい暑さは、短かいでしょう。

太平洋の高気圧が発達して、かなり暑くなる期間があるでしょう。

〔八月〕しかし、北方高気圧からの寒気が入りやすく局地的大雨の降るおそれもあります。また、盛夏期は短かく、下旬には、移動性高気圧におおわれる見込みです。気温は高・低の変動がありますが、平均では並み、降水量は、並み、ないしやや多いでしょう。日照は、少なめの見込みです。

宮　忠治さん　農林大臣表彰をうける

昨年十一月一日現在で実施された漁業に関する国の指定統計の調査員としてこれに従事され、このたび調査員として県より二人の中に選ばれ、去る六月十三日、農林省において表彰式が行なわれた。

税務コーナー

所得税第一期分の納税は7月31日まで

7月は所得税の予定納税第一期分の納税する月です。

納税額は6月中旬に税務署から通知されておりますのでこの金額を7月1日から7月31日までに納めていただくことになっています。

予定納税基準額が少なくなるときは減額申請を

税務署から通知される予定納税（基準）額は、前年分の所得金額をもととして計算してありますから、本年6月30日現在の状況によって本年分の所得を見積って計算した税額が、次のような事情のために、予定納税基準額よりも少なくなるときは、予定納税額の減額承認の申請をすることができます。

① 廃業、休業、転業、失業などのため所得が減るとき

② 地震、風水害、大災などの災害、盗難や横領によって財産に損害を受けたため、所得が減ったり、雑損控除が受けられることとなったとき

③ 納税者やその家族が病気になり、多額の医療費がかかったため、医療費控除が受けられることとなったとき

④ 結婚、出生などのために、配偶者控除や扶養控除が受けられることとなったとき

⑤ あらたに障害者、老年者（65才以上）、寡婦または勤労学生にはてはまることとなったため、それぞれの控除が受けられることとなったとき

⑥ 景気の変動や業況不振のため、本年分の所得が前年分の所得より相当少なくなる見込みであるとき

※ この減額申請をしようとする者は、7月15日までに「予定納税額の減額申請書」を税務署に提出して下さい。（申請書の用紙は税務署にあります。）

公給領収証を必ず受け取りましょう——

料理飲食等消費税は料理店、小料理店、カフェー、バー、キャバレー、飲食店、旅館、その他これ等に類する場所で遊興や飲食したり宿泊や休けい等をしたときにその料金に対してお客（納税義務者）に課税される消費税です。

また一般の家庭や会社で料理や弁当の仕出し（出前）を受けたときは飲食店で飲食をしたものとみなして、その料金に対して課税されます。その料金が免税点を超えたとき店の経営考（特別徴収義務者）が県に代ってお客から料理、飲食等消費税を徴収してこの税を県へ納入します。

店の経営者はお客から受取った税金を確実に県へ納めますというしるしとして県が作成した用紙でお客に領収証を発行します。この領収証を公給領収証といいます。したがって免税点を超えたときは必ず公給領収証を受取って下さい。なお免税点は次のとおりです。

区分		免税点			基礎控除	税率
料理店 小料理店		なし			なし	飲食代奉仕料等の料金の10%
カフェ・バー キャバレー		なし			なし	飲食代奉仕料等の料金の10%
旅館	宿泊したとき	宿泊：1泊2食1人 2,400円以下	夜食間食等：1人1泊の計 1,200円以下	昼食：1人1回 1,200円以下	1人1泊 1,500円	料金金額の10%
旅館	宿泊しないとき	休けい，飲食 1人1回 1,200円以下			なし	料金金額の10%
飲食店他		1人1回 1,200円以下			なし	免税点を超えた場合は料金金額の10%
仕出し		1人前 1,200円以下			なし	免税点を超えた場合は料金金額の10%

基礎控除額は現在1,000円　49.10.1より1,500円

国土調査事業
——いろいろの調査方法——

前回、調査のあらましについて掲載いたしましたので概略ご理解いただけたと思います。今回はこの事業の中で最も重要な一筆地調査について紹介します。

……

一筆地調査とは？

一筆地調査とは、昭和の地検といわれる地籍調査により、土地の所有権を守ることのできる正確な図面（地籍図）を作る測量をするにあたり、私たちの所有する一筆ごとの土地の現地について、あらためて境界（筆境）を調べるとともに、あわせて土地の所有者、地目、それに地番を明かにする仕事です。

次にいろいろの調査方法について説明します。

一、二筆以上の土地を一筆に（合筆という）して調査する場合

隣りあっている土地で地目、所有者が同じである場合で所有者の希望があるときは、合筆できます。しかし隣りあっている同じ所有者の土地であっても片方の土地名儀人が亡父または祖父であったり、未登記であったり、所有権以外の権利（抵当権等）がある場合は合筆することができません。

二、一筆の土地を二筆に分ける（分筆）調査をする場合

一筆の土地の地目が同じでない場合や同じであっても、その土地が溝や垣根等で区切られている場合または明かに土地の管理上分けた方がよいときには、二筆以上に分けて調査します。

三、地目を変更する場合

登記簿に書いてある地目と現地の地目が同じでない場合は、現地の地目に訂正します。

四、他人の所有する土地との境界が決らないときの調査。

隣りにもっている人の土地との境が決らないときは筆境が決らない（筆境未定）こととして調査します。この場合新しくできる図面は、その部分が空白となり、後日境の決まらない両方の土地の分筆ができないほか、もし後日境界が決った場合には自費で測量して届出が必要となりますので、未解決の境界についてはお互にゆずりあって解決に努めるべきであります。

五、自分のもっている土地の境界を調べることのできないときの調査。

一筆の土地が洪水等により現在川の流れの中にあったり、川原になっておったり、又は道路敷地になっている場合には、現地不確認として調査します。しかし登記簿上の権利は今までどおり保存されます。

六、登記簿上にあるが現地にない土地の調査

登記簿か更正図にある一筆の土地が、現地にない場合は土地所有者の同意をいただき、不存在として調査し、登記簿を閉鎖するとともに新しい図面にのせないことになります。

七、登記簿にも更正図にもない土地の調査

登記簿、更正図のいずれにも書いてないが、長い間、耕作又は所有している土地については、その土地が明かに現在の耕作者、または所有者のものである証明ができる場合には新規登録地として新しい図面にのせ、新しい地番を付けて登記します。しかし所有権に関する証明ができないときは国有地となります。

八、更正図に書いてある赤線（道路、青線（水路）の調査。

更正図にある赤線、青線の敷地は国有地で、この調査は役場の係と関係部落の代表者、関係土地所有者の立会によって実施します。

なお現地に打ってある杭は以上述べた調査に重要なものですから抜きとったり移動することのない様ご協力をお願いすると同時に子供さん等いたずらしないようご指導をしてください。　企画課

住宅を新築したい方又は増改築したい方

① 新築について

住宅金融公庫（政府機関です）では、皆様のマイホーム建設のお手伝いを致します。

個人住宅を新築される場合、次の資格をそなえた方ならどなたでも長期・低利の国の資金を利用することができます。

○申込者の資格

一、自分で住むための住宅を必要としており、土地の準備ができている方。（所有地でも借地でもかまいません。）

二、収入月額が償還月額の五倍以上あること。（例えば二百五十万円借りた場合、九万一千円以上の月収があること）

三、同居する予定の世帯員がいること。

四、六十五才以上の老人と同居し、住宅の床面積が九十平方メートル（約二十七・二坪）以上ある場合は老人同居割増しの融資が受けられます。

五、申込人と同等以上の収入がある保証人が一名必要です。

保証人がみあたらない方は、公庫住宅融資保証協会に若干の保証料を支払えば保証を引受けてくれます。（例えば、木造住宅で二百五十万円借りた場合、保証協会に七千八百円払込むと十八年間保証してくれます。）

○融資の対象

一、住宅部分の床面積が三十m²以上百二十m²。次のいずれかに該当する住宅については、百五十m²以下とします。

イ　六十才以上の老人とその親族（二人以上）が同居する住宅

ロ　六人以上の多人数の親族が同居する住宅

ハ　心身障害者とその親族（二人以上）が同居する住宅

二、住宅部分と店舗又は事務所等にあわせて建設する場合は、住宅部分の床面積が建物全体の床面積の二分の一以上あること。

○融資の条件

一、利率、年五・五%以上（五分五厘）

二、償還期間

木造、防火構造、組立木造、不燃組立構造の住宅　十八年以内

簡易耐火構造の住宅　二十五年以内

耐火構造の住宅　三十五年以内

三、償還方法

元利均等割賦方式により毎月払い、毎月払いとボーナス払いの併用の2種類

四、担保

竣工した建物を公庫のために第一順位の担保として頂戴致します。

受付場所

建設予定地のもよりの「住宅金融公庫業務取扱店」と表示した金融機関に申込みをして下さい。国の資金ですから、金融機関と取引がなくてはなどと心配する必要はありません。

受付締切

昭和四十九年九月三十日まで。ただし、申込みが予定戸数に達した時は受付期間中でも締切ります。

融資額　（単位　万円）

面積＼構造	耐火簡易耐火	不燃組立	組立木造	木造
100 m²以上	410	400	360	310
90 m²以上	380	370	330	280
80 m²以上	350	340	300	250
70m²～80 m²	310	300	260	220
60m²～70 m²	260	260	230	190
50m²～60 m²	220	210	190	160
40m²～50 m²	170	170	150	120

② 住宅積立郵便貯金

住宅積立郵便貯金の預金者で、郵政大臣からあっせんを受けた（あっせん書の交付を受ける）ものであって、公庫の新築資金借入申込に必要な資格を有する者に対する公庫融資額の割増し制度です。

○融資の条件

一、利率　年六%

二、償還期間　償還方法、共に公庫の新築資金借入れの条件と同様です。

○受付の手続

一、受付期間

六月二十七日（月）から昭和五十年二月二十八日（金）まで

二、受付場所

住宅金融公庫業務取扱店

三、提出書類

(1) 個人住宅（新築）の申込みに必要な書類

(2) 住宅積立郵便貯金預金者貸付あっせん書

(3) 住宅積立郵便貯金通帳提示

③ 住宅改良について

融資額　（単位　万円）

面積＼構造	耐火簡易耐火	不燃組立	組立木造	木造
120 m²以上	585	570	510	435
110 m²以上	555	540	480	405
100 m²以上	525	510	450	375
90 m²～100 m²	500	480	430	360
80 m²～ 90 m²	440	430	380	320
70 m²～ 80 m²	390	380	330	280
60 m²～ 70 m²	330	320	280	240
50 m²～ 60 m²	280	270	240	200
40 m²～ 50 m²	220	110	190	160

皆様が現在お住みになっている住宅（申込者の所有か、申込者の直系尊卑属又は配偶者の所有するもの）の居住性を良好にするため、住宅部分の増築、改築又は修繕する場合に融資を受けることが出来ます。

申込者の資格、収入及び保証人等については、新築の場合とほぼ同様ですので、融資額、利率、償還方法について説明致します。

○融資額

一、融資額の限度は十万円以上百十万円まで

二、融資額の計算方法

(1) 増・改築工事の場合

一m²当り価額（公庫が定めた標準建設費）×増改築面積×0.7

(2) 修繕の場合　工事費×0.7

(注) 一m²当たり価額及び工事費については、地方公共団体が査定致します。

○融資の条件

一、利率　年六%（年六分）

二、償還期間　十年以内（住宅金融公庫）

東川口の家並

中林宗衛

有助
巳之助
吉郎兵衛。
とんととなりの
金六どん。
喜助が切りこむ
大根煮。
嘉助の牡丹餅
うう̀んまくない。
甚助ずりこめ、
早助這いこめ
万蔵舞いこめ
多之助太鼓で
トロンコトン。
（上村忠作氏記憶）

これは昔の三国街道（現県道）に対してバイパスともいうべき裏通り（今駅通りフクヤ脇から市川屋向いと、三河屋脇から墓地への裏町に沿う）にその面影を残している）この裏町に沿う、シモからカミへかけての家並を、順に毛毬唄風に数えあげたもので、喜と切、早と這、万と舞、多と太のように語韻と同一韻を重ねるのは修辞法の一つの「頭韻」と呼ばれるもので、リズミカルな口調に役立っている。甚とずは異るが、土地の訛で、同一音とみなしたのはほほえましい。しかもユウモラスな点、意味はほとんど分らないものの、この作者ひとかどの詩人と感心するが、恐らく古い時代から誰言うとなく自然発生的に出来上ったものであろう。

「頭韻」は万葉集巻一にも「巨勢山のつらつら椿つらつらに見つつ偲ばな巨勢の春野を」の古い例がある。

この裏通りの家並（注(1)）に対して、表通りは天保二年（一、八三一）の記録に、カミから、

茂左エ門（小山茂雄）
松兵衛（関　三郎）
小三郎（目黒敬一）
万次郎（渡辺常松）
平左エ門（目黒實吉）
伊兵衛（目黒昭司）
権之助（中内俊雄）
林右エ門（山田正直）
松右エ門（中林喜一）
中林藤九郎（宗　衛）
彦左エ門（堀沢昇司）
和惣治（中林あき）
宗　八（中林喜雄司）
小兵衛（広井堅吉）
宝積寺
藤　蔵（渡辺藤太郎）
伝右エ門（中林　貢）
長右エ門（中内長之輔）
甚左エ門（中林雅一）
惣左エ門（内藤宗一）
久之助（中林久之助）
和　助（中林忠治）
藤右エ門（中林友治）
市右エ門（小山政市）
吉郎右エ門（関　周久）
吉右エ門　（？）
助左エ門（仙太郎・中林喬）
与　四郎（中林　稔）
金　六　（関末之助）
佐左エ門（中林佐太郎）
（活弧内現当主）筆者注

右三十軒が山側に一列に並んだ片側街で、西側には僅かに、茶屋三軒とだけ書かれている。推定仙助（関和夫）又蔵（渡辺）外一軒（不明）

表・裏通り併せても、四十数軒しか無く、ほかに有っても精々十軒くらい。と、見て全戸数約五十軒と思われるし、その傍証として、宗門人別御改帳（注(2)）の明和二年（一、七六二）に宝積寺檀家五五軒（二三七人）文政九年（一、八二六）には六三軒（三七〇人）となっている。ほかもう一つの傍証に御仕置五人組帳（注(3)）があって、文政九年（同上）には、庄屋以下四十九人の戸主の署名捺印がある。

以上三つの資料から、百五六十年前の当時川口の戸数約五六十戸と推定していたところ、これを反証する有力な資料が現われた。

家数人別牛馬書上帳という、元小千谷組拾壱ケ村の書上帳（支配所への提出公文書）の川口の項に、宝暦二年（一、七五二）家数八二（三七二人馬一五）天保七年（一、八三六）一〇二（六一〇人）以降安政五年（一、八五九）一〇七（七四四人馬三〇）と、約二十年間に五・六軒の増減である。しかしこの記録は数字の羅列だけで、人名が無いので、前の資料と比較対照する訳にゆかないが、文政・天保年間すでに家数百軒以上あったとは合点がゆかない。第一、こう狭い川口地内に百軒以上の家の建つ敷地がその頃有ったであろうか？現在他部落に属している数軒が川口地内に含まれていたのであろうか。書上帳は家数で、世帯数では無いから、その数の中には土蔵、物置等非住家が入っているのかとも思われるが、人口が書かれているので家数を割引するわけにもゆかない。では、改帳の方に不備があるのか？なるほど宗門の名の通り元は宗教臭の濃い戸籍で、各寺の檀信徒名簿みたいのものだから、神道者や他から移って来たり、新たに分家してまだ寺と関係ない者は除かれたりその他の理由で脱けている向きもあるかも知れず、実数より内輪であろう。また五人組帳に記名している者はなぜか表通りに面した家並の主人であって裏通りのそれは含まれていない。街並になっている中心街の主人達が代表して届出る仕組になっていたのかも知れない。上掲の四十九軒は明らかに少なすぎる。私の少年時代（明治後期）覚え違いかも知れないが「川口は百軒、西川口は二百軒」と言われていたように思う。

昨四十八年十月調べで、東川口世帯数四一一（人口一、六五〇）。川口町は過疎といわれているが、東の場合約一世紀の間に四倍増になった勘定である。なお、前述の天保年間家数がすでに百余軒有ったか否かについては後日の考証に俟ったことにしたい。

付記

注(1)。この家並の順はその後異動があった。有助（自転車大久保一）己之助（鍛冶内藤一作）吉郎兵衛（吉野屋関キエ）金六（三河屋関末之助）喜助（高橋唯一）嘉助（内藤藤太郎）早助（三吉小山新松故人）甚助（中林修治）万蔵（中林万一）多之助（山田徳太郎）

注(2)。切支丹禁制の副産物で、武士を除いて町人、百姓に適用された人口調査で、各家の戸主、女房・父母・子・孫等続柄と名前年令が記入され、〆男・女何人と計があり、百姓特高ウ、牛馬の数もある。但し書式は全国必ずしも一定しておらず、奉公人や寄留人の名を記した例もあると聞く。毎年三月寺が改訂証明してその筋へ提出する。

注(3)。戦時中の隣組・常会のお手本になった旧幕時代百姓・町人の自衛組織で「法度（法律禁令）を守り自治に任ずる」という誓約書類で街並の最寄り三軒乃至八九軒が組となり各主人が記名調印して村三役（百姓代・組頭・庄屋）が支配所へ提出する文書で毎年改訂される。

筆のついでに、管内の寺院に対して、

持っても欲しがる宝積寺

有福のくせに欲深の和尚でも居たのか　（次頁下段へ続く）

現代を語る

昔をしのび今を語る会……最終回

家庭生活について

司会　家庭生活と経済は互いに関係してくる訳けですが、年金についてはいかがでしょう。

A　老人の働ける場所が欲しいと思います。仕事をしていれば一日も退屈せず過ごせますし、生き甲斐も見え出せます。年金の増額もこの物価高には何とかしてもらいたいと思います。

E　年金の増額も程度があるが、度を越さないことが大事だ。老人も働く勇気を持つことが必要だと思います。

川口には一二六人の老令年金をもらう人がいるが内二十六人が寝た切り老人です。その人達の中には自分がいくらもらっているか知らない人がいます。それは若手が郵便局へハンコを持って行って自分のふところに入れているかららしいのです。これも困ったものだと思います。

G　それを言ってしまうと若手が逆に出ることがあるので難かしい。一般に老人をよく理解し、大事に扱うことを考えてもらわねばなりません。

H　家庭内では何でも話し合うことが、家庭円満の第一と思う。家内中がお互に秘密を持たず、ざっくばらんでいくことだ。私はそうしたことをモットーとして行きたい。

司会　本当に立派なことですね。お互に明るい気持で生活するには本当に大切なことだと思います。

生き甲斐について

それでは、時間もまいりましたので、老人の生き甲斐とでもいいましょうか、若い人に望むことを一言づつお願いします。

K　老人の働ける場所をつくってもらいたい。働くことは精神的にも健康的にも大変よろしい。

H　家族制度が悪いようにいうが、家族制度にもよいところがある。何も古い物として片付けなくてもよい。

A　物質を大切にしてゴミを出さないことにしてもらいたい。

司会　もったいないと言う気持を大事にしたい……と言うことですね。

I　公民館で婦人会の人達と座談会を設けて、老人の扱いについて、老後のことについて話し合って欲しいと思います。最近の世の中のことも聞けると思います。

J　たいして働けないが、稼いだ金はみんな若手に渡してやりたい。

C　老人は細かく説明しないで勝手に話すことが多いが、若い人達は解らないことがあったら、何でもあけすけに聞いて欲しい。

K　若いもんは、でこ話しをしてくれないし、声を掛けても返事しないことがある。老人をよく理解して欲しい。

H　何か趣味を一つでも持ち、研究してゆきたい。仕事にもなるし、収入にもなるので、若手にも喜こんでもらえます。

G　目上の人の話しはまじめに聞いて欲しいと思います。石油危機を期に経済を健全にしてもらいたい。

司会　どうもありがとうございました。

お集まりの皆さんは、各部落老人会のリーダーであるばかりでなく、それぞれ公けの仕事にもかかわり合いを持って活躍されていますので、まだまだたくさんのご意見もあろうかと思いますが、司会がまずいため充分お聞かせ頂けませんでしたが、時間が来ましたので、この辺で会を閉じさせて頂きます。

（終り）

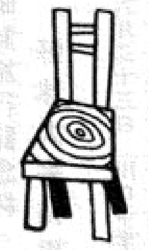

一日楽しく
町民ハイキング

六月二十六日町公民館主催の町民ハイキングを行い、高場山に登りました。参加者は三十名余り、小学校一年生から、七十二才のおとしよりまで、みんな元気に歩き通しました。

天候もまずまずで、高場山からは川口町のほぼ全域が一望のもとに眺められました。

昨年の十八番コースに続いて、山の会のみなさんに向山ー高場山コースも整備していただきました。歩くことの少なくなったこの頃ですが、自らの健康のために、是非ともこれらのコースを利用してゆきたいと思います。

（前頁より続く）

無くてぎぼっく西蔵院

無くての次にもが有ると無いで意味が違うが、ぎぼっく＝調子にのる。はしゃぐの意

棚もとさがしの安養寺

食物に意地汚ない和尚が小僧でも居ったのか。

赤鍋たがきの林興庵

赤鍋は酒の燗に用いたそうだから酒豪の誰かが居たのか。

と、いう、はやし言葉めいたのがあったと聞くが、意味をご存知のかたはご教示ください。

また、他部落にも如上に類した口碑があると聞いているが散逸しないうちに集録しておきたいものである。（四九・一・一〇記）

（東川口町会長）